

平成 28 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 28 年 7 月 12 日（火）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 2 時 26 分 開会

【事務局（白木）】 定刻より少し早いですが、全員おそろいになりましたので、ただいまから平成 28 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

今年度より、事務局が環境保全課から廃棄物対策課に変更しておりますことを報告させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

申しおくれましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます廃棄物対策課の白木と申します。どうぞよろしくお願い致します。

なお、写真撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

携帯電話等につきましても、マナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願い致します。

それでは、議事に先立ちまして豊田市環境部長の高橋から御挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（高橋部長）】 皆さんこんにちは。豊田市役所環境部長の高橋と申します。よろしく願い致します。

本日は、委員の皆様、それから環境省の方、それから東海 4 県の関係部局の方、それから各関係機関の皆様、大変お忙しい中、本年度第 1 回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど司会から言いましたけれども、今年度から豊田市の体制といいますか、業務分担の変更ということで、所管する課が環境保全課から廃棄物対策課に変わりました。廃棄物対策課では、これまでも廃棄物処理法に基づく許可権者として、この豊田 PCB 処理事業所の監視・指導を行ってまいりましたけれども、今後も、これまでと同様、安全・安心、そしてなるべく早い処理が可能となるような JESCO 事業の推進のため

に監視・指導を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

本日は、JESCO からは処理の進捗状況について、それから事務局からは処理事業における豊田市の対応について、また環境省からは PCB 廃棄物特別措置法の改正などについて、それぞれ説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、PCB 処理事業の安全・安心な処理の推進のために、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長 中尾 豊様においていただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

中尾様、よろしくお願ひいたします。

【環境省産業廃棄物課（中尾課長）】 皆さんこんにちは。7月1日付で環境省で産業廃棄物課長を拝命しました中尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

日ごろより PCB 廃棄物処理事業の推進につきましては、皆様から格段の御理解・御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

PCB 廃棄物の処理につきましては、皆様方の御信頼が何よりも大切だと存じます。また、安全の確保というのが第一だと思います。そうしたものをきちんと確保しながら、期限内に一日でも早く確実に処理を推進することができるように取り組んでいくことが何よりも大切だというふうに考えております。

2年前に処理期限を延長させていただいたところでございますけれども、今回、延長した期限について確実に処理が達成できるように、この通常国会におきまして、高濃度 PCB を中心にしまして、使用製品を含めまして規制強化をするという、都道府県市の規制強化も盛り込んだ法改正を行いまして、現在、8月1日の施行を目指して PCB の計画、さらに政省令の準備を行っているところです。後ほど、担当のほうからその内容について御説明させていただければと思います。

改正法の施行が円滑に行われまして、PCB の廃棄物が一日でも早く処理完了となるように引き続き全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 由田秀人様にも御出席いただきありがとうございますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

由田様、よろしくお願ひいたします。

【JESCO（由田取締役）】 JESCO の由田でございます。一言御挨拶申し上げたいと思っております。

まずは、委員長を始め委員の皆様、豊田市高橋環境部長を始めとする関係自治体の皆様におかれましては、日ごろより豊田 PCB 処理事業所における事業の推進につき御理解・御指導をいただき、改めて御礼申し上げます。

また、環境省の皆様にも平素御指導をいただきましてありがとうございます。

おかげさまで、豊田 PCB 処理事業所における処理は順調に進んでおりまして、本日の会議でも後ほど説明させていただきますが、豊田事業の処理対象区域での進捗率は、JESCO に登録していただいている事業場のうち 90%程度までその処理をさせていただいてきております。

今回、新たに事業終了までの PCB 廃棄物の処理計画についても御説明させていただきます。

今後も、安定的で安全な操業のもと、これらの処理を着実に進めるとともに、来月から、先ほど環境省からもお話がございました改正 PCB 特措法が施行されますので、関係自治体の皆様と協力させていただきまして、未登録の機器につきまして登録促進などを進めてまいりたいと考えております。

また、平成 26 年に変更されました国の PCB 廃棄物処理基本計画におきまして、各 PCB 処理事業の処理対象区域につきまして、一部の PCB 廃棄物はエリア間を移動して処理することが決められました。これは、JESCO の各 PCB 処理施設の処理能力の特性を生かすことによりまして円滑に処理を行うものであります。

豊田 PCB 処理施設では、処理に手間のかかる特殊コンデンサと呼ばれる内部素子が炭化しておりますコンデンサを大阪の PCB 処理施設に移動させまして、また一方、大阪では処理が難しい PP コンデンサと呼ばれておりますポリプロピレン製の素子を使用したコンデンサを豊田で受け入れて処理をすることといたしております。平成 28 年 1 月から豊田 PCB 処理施設での PP コンデンサの受け入れを開始いたしまして、3 月末までに 296 台を処理しておりますが、本日は、その処理状況も御報告させていただきます。

一方、かつて PCB は JESCO の 5 つの事業所でしか処理できないところでしたが、低濃度の PCB につきまして、環境大臣認定等の民間事業者が全国に 30 カ所程度稼働するようになりまして、近畿地方や北陸諸県などにありますこれらの施設とも連携しまして、低濃度の残さや運転廃棄物の処理を行っております、豊田事業所の中などで窮屈に保管しておりました運転廃棄物等につきましても、少しずつ減らすことができ、ドラム缶だらけで逼迫した状態を何とか脱しようといっております。

なお、先月になりますが、遮蔽フード内にて洗浄液の漏洩が起きておりますので、本日はこの御報告もさせていただき予定にいたしております。こうしたことを未然に防止することが重要であるというふうを考えておりました、再発防止に全力で努めてまいりたいと考えております。

最後に、7 月 1 日付で本社の PCB 処理事業部長に吉口が着任をいたしております。新たな体制にて引き続き着実に事業を実施させていただきまして、一日でも早く PCB の安全な処理が進むよう、さらなる努力をしてまいる所存であります。どうぞ皆様の御支援・御協力を賜りたいと思っております。

本日はよろしくお願いたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

それでは、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、委員名簿、席次表が A 4 サイズ 1 枚ずつあります。

続きまして、資料 1、「豊田 PCB 廃棄物処理事業の状況報告について」。

資料 2、「今回の事故に対する豊田市の対応について」。

資料 3、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」。

続きまして、A 4 の横です。資料 4、「平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要」。

参考資料といたしまして、「豊田市 PCB による環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル」。

以上の資料を配布させていただいております。

また、委員の皆様のみとなりますが、その他資料として、平成 27 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録を配布させていただいております。

以上となりますが、不足資料がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

議事に移ります前に、本日は、A委員、B委員、C委員、D委員が欠席されておりますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第5条により委員長が務めることとなっておりますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、議題に入ります前に、TKSの社長様が交代なさったということですので、TKSの社長様に御挨拶いただいてから議事の進行に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

【TKS（田中社長）】 皆さん御安全に。

このたび、豊田環境サービスの社長に就任しました田中と申します。よろしく願いいたします。

これまで約10年間、この地で、豊田市の住民の方々の理解を得まして処理をさせていただいております。これも、JESCO様の御指導の賜物だと思っております。

その間、いろいろな漏洩事故、トラブルを経験しながら、いろいろな経験値を積み上げて今日に至っているというふうに私は思っております。また、安全に関しましては、大きな休業災害もなく、創業以来280万時間以上連続無災害ということで今、操業を続けさせていただいております。

冒頭、御紹介がありましたように、PCB処理の期間が延びたということでもありますけれども、我々自身も、その中で処理完了期限が延びたこと、その過程で処理する対象物の量、質、いろいろな変化があること、それに加えて、設備が10年経ったということで経年劣化を起こしつつあるということで、いろいろな課題を抱えているということ、この数カ月の中で認識をいたしました。

その中で3点、従業員にはお願いしております、まずは安全と健康、それなくしては仕事は成り立たないということ。もう一つは、JESCO様の仕事をする中で、予防保全を含めて、どんどん我々運転の立場から提案をしていこう。それともう一つは、コンプライアンスの問題。いろいろ今、社会で問題が起こっておりますけれども、我々

とていつ何が起こるかわかりませんが、やっぱり我々がそこで不正なことを起こせば、全ての信用を失うことになってしまいますので、そこをきちっとやっていこうということをお願いしています。

先ほど漏洩に関して少しお言葉がございましたけれども、御心配をおかけして申しわけございませんでした。それに関しましても、運転員の教育をどういうふうに取り組んでいくかということで、先般、社内でもいろいろ議論をしまして、ある程度方向性を出して今、具体的に取り組みを始めたところでございます。

いろいろ御心配をかけることもあるかもしれませんが、引き続きよろしく願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

前社長様もいらっしゃっていますが、御退任の挨拶をお願い致します。

【TKS（志賀前社長）】 豊田環境サービスで2年間社長を務めさせていただきました志賀でございます。

就任以来2年間、大きな事故、災害、漏洩もなく過ごさせていただいたということは、ひとえに監視委員会の皆様、それから JESCO 様、関係各位の御指導の賜物と、大変感謝しております。今、新任の田中が挨拶をさせていただきましたが、引き続き処理終了まで安全に操業が続けられることを願っております。

今後とも一段の御指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議題1、「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO のほうから御説明をお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 皆さんこんにちは。JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。

私のほうから、資料1に従いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1の1ページをごらんください。これは操業状況ということで、昨年度末、3月末までの数字ということで表をつくっておりますけれども、先ほど由田取締役の御挨拶にもありましたとおり、操業は大変順調に推移をしているという状況でございます。昨年度は月別で処理台数が書いてございますが、5月と12月に定期点検ということで、この2カ月、台数は少なくなっておりますが、それ以外、大変順調な操業が続いておるとい状況になります。

全体の処理のスケジュールを左右する特に車載トランスでございますけれども、昨年度1年間で60台の処理実績が上がっております。これは26年度に引き続いてほぼ順調に操業ができておるという結果ということになります。

それから、コンデンサでございます。合計台数で昨年度6,938台と、過去のどの年度に増しても処理の台数がふえておるという状況でございます。これは、昨年度から取り組み始めました10kg未満の小型機器の処理、これが開始されておるということで、台数自体は数字が伸びておりますけれども、そういう理由ということで、処理が順調に進んでおるという状況でございます。

それから、2ページのほうに入らせていただきます。2ページは、この豊田PCB処理事業区域、もともとの処理対象エリアであります東海4県、並びに豊田市別で処理の進捗を記載した表ということでございます。したがって、表-2の右に括弧書きで小さい字で書いてございますけれども、他事業所に搬出した炭化コンデンサ、あるいは車載トランス、こういったものも処理台数には含んでおります。もともとの豊田エリアでの進捗ということで数字を記載させていただいております。したがって、既に始まっております大阪エリアからのPPコンデンサの処理につきましては、もともと豊田事業エリア外ということで、この一覧表には数字は記載されておられません。この全体の概要ということでございます。

まず一覧表でございますけれども、従来から一部表を修正させていただいております。この表の右から4つ目、それから3つ目でございます。従来は特殊形状コンデンサということでひとまとめの表にさせていただいておりましたが、今回より、コンデンサの処理手間物、それと先ほど申し上げました10kg未満の小型電気機器に分けて進捗を記載させていただいておるという状況でございます。

全体の進捗率でございますけれども、表-4に進捗率ということで、事業場数で90.6%という事業場の進捗率ということで、成果が徐々に上がりつつあるという状況でございます。特に豊田市に関しましては、前回94%から97.2%という状況でございます。これは、豊田市とJESCOと連携をしながら、立入強化という中での、いまだ処理をしてもらっていない事業者に立ち入りを行って、進捗率を上げるべく活動した結果であるというふうに思っております。

その他、全体の進捗といたしましては、大型トランス、小型トランス、もうほぼ9割前後という状況でございます。車載トランスは、処理のスピードが上がったとはい

えども、あるいはほかの事業所の協力も得ながら進めておりますが、間もなくちょうど半分に届くところというような進捗でございます。

そのほか、始まりました小型電気機器、10 kg未満でございますけれども、まだ 6.8%ということで、大変数字は少ない状況でございますけれども、今後、この辺の処理の進捗についてもどんどん加速をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

この数字をグラフ化させていただいたものが、次の 3 ページ並びに 4 ページのグラフということになります。表を 3 つに分けさせていただいております。3 ページの上がトランス類ということで、トランス全体の処理の進捗を示しております。それからその下、これについてはコンデンサ全体の進捗状況ということで、全体とりまとめをしますと 70%から約 80%弱という進捗が、現在の状況ということでございます。

それから 4 ページでございます。これにつきましては、PCB 油等並びに保管容器、これ全体の進捗を記載したグラフということになります。全体を合わせておおむね約半分に届くというようなところまでの進捗状況ということになります。

それから、5 ページに入らせていただきます。現在の進捗をもって、それでは今後、どのような形で処理が進められていくのかというその処理の予測を記載した資料ということになります。

前書きはちょっと置いておいていただいて、次の 6 ページの一覧表をごらんいただければと思います。

まずこの一覧表でございますけれども、黄色で塗りつぶされているところ、これは大阪エリアの PP コンデンサということで、ほかのものとは区別しております。これはもともと豊田エリアにはないものを豊田で処理する台数ということになります。それから赤字で記載されているもの。これは、もともと豊田エリアにあったものを、ほかの事業所で処理をする台数ということでございます。すなわち、豊田では処理をしない台数ということになります。それをこの一覧表ということでまとめさせていただいております。

表の一番左、27 年度末までの処理量の実績ということで、今までに処理が完了した数量を記載しております。

その進捗率はその右側の欄になります。今後、処理していく上で、年間どれぐらいの処理が見込めるかというその年間処理の見込み数というところで、その処理見込み

の数字を記載しております。例えば大型トランスであれば 30 台、小型トランスであれば 60 台、車載トランスについても 60 台、以下同様ということでの見込み数を書いてございます。

それからその右になります。5つの表をとりまとめて処理量予測ということで書いてございます。今後、28年度以降に、この豊田で処理をするべき処理台数の見込み量、この数字を記載させていただいております。

大型トランスにつきましては、JESCO には登録されているけれどもまだ処理がされていない 59 台。

それから小型トランスにつきましては、JESCO 登録、未処理の 75 台、並びに特措法届出でまだ登録がされていないもの 257 台、それから電気事業法届出で未登録のものが 13 台、それから掘り起こし見込み量、これは、先行いたします北九州での掘り起こされた実績数、並びに我々が日々の営業活動の中でこれぐらいは出てくるのではなかろうかという、そういった見込み量を全て勘案した数字ということで、今後、掘り起こし活動を行っていく上で出てくる台数の推定量ということで表に記載をさせていただいております。小型トランスにつきましては、トータルで 417 台。

それから車載トランスでございます。残りは豊田で処理するべきものが 307 台、それから北九州、大阪、東京で力を借りて処理をするものが 147 台という数字になります。

それからコンデンサにつきましても、先ほどの小型トランスと同様、JESCO 登録の未処理量、あるいは措置法届出はあるけれども登録をされていないもの、電気事業法での届出未登録のもの、それから掘り起こし見込み量という形で、トータル今後 1 万 3,129 台、これは健全品のコンデンサということになります。

これ以外に、処理手間物として 3,613 台、それから大阪からまいります PP コンデンサについては 5,704 台、それから 10 kg 未満の小型電気機器については 1 万 3,208 台。これらの処理を今後 28 年度以降行っていく台数ということで推定をしております。

それから PCB 油、保管容器につきましても、357、848 というのが今後処理するべき台数ということで推定をしております。

これを今後、処理が完了するまでにいかにこの処理を早期に終えていくかという中で計画を立てたものが、表の一番右、年度別処理予測というところの数字になります。

す。

例えば大型トランスであれば、30台の処理見込みがあるけれども、年間18台、若干下げた数字ということになります。小型トランスは見込み量とほぼ同じ数字。車載トランスについても、これは年間処理見込み60台でございますけれども、処理予測としては50台ということで、10台の余裕を見た形での数字をつくっておるということでございます。それからコンデンサにつきましても、健全品コンデンサ、それから処理手間物、並びにPPコンデンサ、小型機器、トータルで6,000台の処理という形での進捗を見込んだ上での処理予測の数字を記載しております。PCB油並びに保管容器についても同様でございます。

これらは今後、処理すべき対象物とあわせて、日々の操業の中で発生します運転廃棄物、これらについても処理できるものは事業所の中で処理をしていくという形で、若干の余裕を持った形での処理予測という形で数字をつくらせていただいております。

この予測に基づいて、平成34年度末、これがPCB特措法に基づく基本計画での計画的処理完了期限ということになります。数字上は、それまでには終われる数字ということになっております。

今後は、まだはっきりしていない掘り起こし見込み量等々、推定の部分を早期にはっきりさせるということ。並びに処理になかなかご協力いただけない方々に対しても積極的な活動をとっていくというような形での早期処理達成に向けて、我々としても行政さんの力添えも得ながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

先ほどの表を、これもグラフ化させていただいたものが7ページ、8ページということになります。これについても、トランス類、それからコンデンサ類、それから8ページに入りますがPCB油保管容器、並びに、これは8ページの下は豊田では処理を行いませんけれども、安定器等・汚染物の処理の今後の見込みということで、グラフ化をさせていただいたという資料になります。

引き続きまして9ページになります。周辺環境への影響の状況ということで、排出源モニタリング並びに周辺環境モニタリングの測定結果を記載させていただいております。

前回の監視委員会からは、1月分、それから4月分、この2回分について新たなデータということで記載をさせていただいております。

いずれの分析結果も、管理目標値等を超過する値は出ていないということをご報告させていただきます。

それから、一番下のグラフでございます。一時期、周辺環境モニタリングのベンゼン濃度、これが年平均値での環境基準値は、ここの立地します工業専用地域には適用されないという前提はございますけれども、年平均値を一時的に超過する値が出たということから、その経過を見るためにグラフ化した資料ということになります。

測定値がこの青い線になりますけれども、単発的には環境基準値を超えた値というのが出ておりますが、本来の基準値の対象となります年平均値につきましては、この環境基準値は超えていない状況であるということをご報告させていただきます。

それから、続きまして 10 ページをごらんください。この豊田施設での運転廃棄物の保管並びに処理の状況ということでございます。

①は、全体にどんなものが残っているかというのを円グラフで示したものになります。

それから②で、平成 23 年度以降、どれぐらいの運転廃棄物をこの豊田事業所で処理してきたか、あるいは認定施設への外部委託によって処理を進めてきたか。並びに高濃度のものについては北九州事業所での処理を進めるという形での過去の進捗をここに記載をさせていただいております。

これにつきましても、認定施設、新たな制度ができ上がる、あるいは基本計画の変更によって北九州事業所での高濃度の運転廃棄物の処理も始まったという中での実績については、順調に推移をしてきておるという状況でございます。ただ、一部高濃度品につきましては、北九州事業所においてベンゼンの協定値超過という形で一時操業停止していたという状況がございます。高濃度については 24 本ということで、前回の監視委員会でご報告をした数量と変わってはおりませんが、現在、操業が再開しておるという状況の中で、これについても処理を進めていきたいというふうに考えております。

次のページが、運転廃棄物のドラム缶の残存量としてその推移をあらわしたグラフということになります。

ドラム缶の在庫数というのはまだまだ多うございますけれども、処理促進という中で、減少傾向にあるという状況でございます。今後、この運転廃棄物の保管量をどんどん減らすべくとり進めていきたいというふうに考えております。

それから、12 ページに入らせていただきます。これは先月になります。真空超音波洗浄設備において、洗浄液が漏洩するという事故が発生をしております。その概要を御説明させていただく資料ということでございます。

まず、12 ページ(2)の経緯の上から3行目のところに記載してございますけれども、漏洩した油というのは約 45 リットルという数量でございます。漏れた油は、真空超音波洗浄で洗浄が終わった後の油ということで、法基準値 0.5 mg/kg に対して 0.022 mg/kg と、PCB 濃度としては非常に低い濃度の洗浄溶剤が漏洩をしたという状況でございます。

概要については、その次の 13 ページをごらんいただければと思います。

ちょうど真ん中に、真空超音波洗浄設備のフローというのがございます。この真空超音波洗浄というのは、金属など油が中にしみ込まないもの、これを洗浄して表面に付着した PCB を洗い落とすという装置でございます。この装置は、第1槽から第5槽まで、これが洗浄槽ということになります。第1槽から順番に第1槽、第2槽と洗浄物を移動させて、5回洗浄を行います。5回洗浄した後、赤字で書いてございます判定洗浄槽、ここで付着している PCB が完全に除去されたかどうかということを確認するための洗浄槽ということになります。この後、その左、減圧乾燥槽とあります。洗浄液で湿った対象物を乾燥させて乾かす。その上で、合格であれば外部へ払い出しをすると、こういった洗浄設備ということになります。

それで、今回漏洩が起きた場所は、判定洗浄槽と赤字で塗ったところの洗浄槽において洗浄液が漏洩をしたという状況でございます。

当初は、この洗浄槽におけるバルブ、あるいはフランジから洗浄液が漏れたのではないかとということで、この判定洗浄槽の保温剤を全部はがして、漏れないかどうかというチェックを行いました。その後、真空に引いて気密の確認、並びに洗浄液を張っての漏洩の確認ということを行いました。どこからも漏洩という事態は起こらないということが確認をできております。

では、なぜ漏洩したかということでございますけれども、そのフローの下に、漏洩の原因となった洗浄物というのがございます。これは洗浄カゴに当時、洗う対象物として保管容器というのを洗浄しておりました。これがたまたま洗浄カゴにほぼすっぽり入るような保管容器のサイズであったということから、通常、これは洗浄いたしますと、このままであれば、保管容器の中に洗浄液がたまったままの状態になってしま

います。そのため、保管容器の床部分に穴をあけて洗浄液が抜けるような形で洗浄に入ったという状況でございます。

ところが、第1槽から第5槽までにつきましては、この1カゴを洗浄した後、全て洗浄液を抜いて次の洗浄槽に搬送するという行動を行います。したがって、そのたびごとに、保管容器に対して穴が6個というような形で穴の数が非常に少のうございますけれども、全部第1槽から5槽までは洗浄液が抜け切っていたという状況でございます。

ただし、この判定洗浄槽につきましては、洗い終わった後、この洗浄物の PCB がまだ付着していないかどうか、除去できたかどうかということを確認するための槽ということで、この判定洗浄槽においては、1回の洗浄において2カゴ続けて洗浄するという工程になっております。したがって、この漏洩の原因となった洗浄物につきましては、判定洗浄槽で洗った後、液を抜かないままこのカゴを洗浄槽から上げて次の減圧乾燥槽に移動させるという工程がございました。この判定洗浄槽から上げた段階では、この保管容器には洗浄液がたまったままの状態。したがって、6個の穴から洗浄液が全て抜け切る前に減圧乾燥槽へこのカゴを移動したために、この保管容器から洗浄液がしたたった状態で床まで洗浄液が漏れてしまったという状況でございます。

12 ページのほうに戻っていただきまして、(4) に再発防止策というのがございます。一番の大きな原因は、当然、洗浄が終わって合格したものは産廃として払い出す。その段階で洗浄液が抜け切らなければ、洗浄液がたまったままの状態になりますので、こういった穴をあけたり切断をするということを行うわけでございますけれども、この判定洗浄槽において2カゴ連続して洗浄を行うというその工程を、解体する作業員の方々が知らなかったということが一番の大きな要因であると思っております。

したがって、この再発防止策にありますとおり、切断作業の手順書の見直し、こういった容器を洗浄する場合には必ず床面を切断する等々の手順書の見直しを行っております。あるいは、洗浄する前の洗浄カゴに洗浄対象物がどのように充填されているか、その確認をダブルチェックで行うということ。あるいは、真空超音波洗浄工程ですね、これの教育ということも改めて実施をして、運転の再開をしております。

それからハード面の対策として、4行目以降になります。洗浄カゴを判定洗浄槽から上げた際に洗浄液が切れるようにということで、一たん洗浄カゴを洗浄槽の上で停

止をさせてから次の槽へ移動するというハード的な対策も行っております。この洗浄槽の上で2分停止をさせるということでのソフト改良を行っております。

この漏洩を起こしました当該保管容器でございますけれども、これに実際に洗浄液が張った状態でどれくらいで液が抜けるかという検証をしたところ、約1分を切る状況でこの洗浄液が全部抜け切ったということから、2分間の停止をすることによって、この対象物であったとしても液が抜け切った状態で次の工程に移ることができるということを確認しております、このような対策をとったということでございます。

それから、続きまして14ページになります。収集運搬についてということでございます。

これについては、収集運搬後の保管中の機器からの漏洩についてということで、1件発生をしております。

これについては、レントゲンコンデンサというもので、このレントゲンコンデンサについては、PCBを含有している高圧電源ユニットというものが中に内蔵されておまして、外装容器にはPCBの入っていない油が充填されているという構造のものでございます。この外部に充填されている油が漏れたらろうという推定はしておりますけれども、PCB含有の油であるということが否定できないということから、優先投入をして処理を行っておるということを御報告させていただきます。

それから、15ページになります。地域とのコミュニケーションについてということでございます。

見学関係でございますが、(1)①見学者の実績ということで、26年度からの数字になりますが、今年度に入りまして5月31日現在、多数の方に御見学をいただいておりますという状況でございます。

それから、平成25年から始めております見学者に対するアンケート結果の集計もそこに記載をさせていただいております。

それから(2)周辺関係自治区への情報提供ということでございます。年末年始の御挨拶を始め、この5月には新しい区長さんが就任されたという自治区もございます。PCB特措法の改正というのが、先ほど話がありましたとおり来月から施行されるということで、この改正の概要の説明も含めまして、19自治区へは御説明をさせていただいたという状況でございます。

それから(3)JESCOの地域協議会ということで、平成25年度から実施してきて

おります協議会でございますけれども、これも現在、日程の調整中でございます。8月の下旬開催予定で、早急に日程を詰めたいというふうに考えております。

それから、豊田事業だよりでございますけれども、済みません、資料の作成上、最新としましては6月8日。実は昨日、7月の分は発行させていただいておりますが、毎月定期的に発行させていただいておりますということでございます。

ここでトピックス的な話題でございますが、ちょうどこの時点で PCB 特措法の国会の審議があるということで、丸川環境大臣が、実際にどのような PCB の処理を行っているか見たいということで、3月19日にこの豊田事業所を御視察いただいております。これにつきましては、先ほどの豊田事業だよりに掲載をさせていただいております。皆様にもお配りさせていただいておりますし、JESCO のホームページでもこの事業だよりは掲載をさせていただいておりますので、お時間のある方はごらんいただければと思います。

それから、引き続きまして16ページになります。PCB 廃棄物の地域間移動への対応ということでございます。

これは前回の監視委員会以降、12月1日から3月31日までの実績、並びに累計実績ということで記載をさせていただいております。

特に(2)豊田事業対象地域以外からの搬入実績ということで、大阪エリアからの PP コンデンサの搬入というのが1月18日に開始をしております。したがって、搬入実績と累計実績が同じ数字になっておりますけれども、今後も継続して大阪エリアからの PP コンデンサの処理も進めていきたいというふうに考えております。

それから17ページ、これは毎回掲載させていただいておりますが、地域間移動のものも含めまして、GPS による搬入トラックの位置、これが豊田事業所でも確認ができるというような形での監視を常時行わせていただいておりますという状況でございます。

それから18ページになります。中長期保全計画の取組状況ということでございます。

以前の監視委員会で、平成27年度から29年度の3カ年度にわたって中期保全計画を策定しましたという御報告をさせていただいております。これは豊田の場合は、平成17年に操業を開始して、ほぼ10年を経過したということ。並びに基本計画の変更により処理期限が延長になり、今後、約10年の操業を続けていかなければならない

という中で、この我々が PCB 廃棄物の処理を行っております設備が、安定的に安全に稼働するかどうかというための保全計画を策定して、操業が終わるまで設備が健全に稼働するようというところで立案をした保全計画ということでございます。

きょうは 27 年度全体の実績が出ておるということでございますので、その御報告をさせていただきたいと思っております。

全体は、18 ページの中段より上、一覧表になっております。もともと平成 27 年度に実施を予定した点検項目数については 939 項目。これが全体の 100%といたしますと、予定項目のうち実施した項目数が 895 項目、95%を実施しておるということでございます。それから予定項目のうち延期した項目が 44 項目、これが 5%ということになります。中止した項目というのはございません。それと、当初予定していなかった項目を追加的に実施した項目数 145 項目ということで、トータル 1,040 項目の点検なり対応を行っておるということでございます。

その下に、延期した主な項目と延期した理由ということで、一部代表的なものを掲載させていただいております。

まず 1 つ目でございます。攪拌洗浄設備のケーシングカバー用 Oリング。点検の結果、劣化が確認をされなかったということで、交換を延期したものがあるということでございます。

それから、特に次の 19 ページでございます。第 4 活性炭吸着槽 A/B 槽の概略フロー図ということで、セーフティネット活性炭のフロー図を記載させていただいております。これは、第 4 活性炭の B 槽について交換を延期したということでございます。豊田事業所では、定常的にまずオンラインモニタリング装置によってセーフティネット活性炭の入口、排気は左から排ガスの入口から右側の排ガス出口というほうに排気が流れます。まずオンラインモニタリング装置で活性炭の入口で常時監視を行う。並びにオフラインモニタリング、これはサンプリングをして分析室で分析をして、排気中の PCB 濃度を月に 1 回必ず分析をしております。これらの PCB 濃度の傾向を見ながら、活性炭がもう破過に至っているか、すなわち交換しなければいけないかどうか、まだその活性炭の能力が残っていて交換しなくてもいいかという判断をしておりますけれども、今回、このデータを見る中で、第 4 活性炭吸着槽 B については、まだ交換の必要はないだろうということで延期をしたということでございます。

一方で、同様に 19 ページの一番下の項目、第 1 活性炭吸着槽でございますけれど

も、これにつきましては、28年度に交換することを予定しておりましたが、先ほど申し上げましたサンプリングによる分析の結果、思った以上に活性炭の破過が進んでいたということから、追加的に活性炭の交換を行っております。

一部、御説明は省略をさせていただきましたが、その次、A3の折り込みの図面がございます。これも抜粋でございますけれども、我々が今回の27年度から29年度まで3カ年間で保全をするべき点検項目というのを全てこの一覧表にまとめまして、予定どおり進んだかどうかという実績を含めて管理をしておるとい一覧表になります。

例えば一番上の78番、熱媒ボイラーAでございますが、青く塗りつぶした部分、これは計画どおりに実施をしたというところでございます。一番下、ヘッダー管補修、導圧管交換と赤い字で書いてある項目については、当初予定していなかったものを追加的に実施をしたということで、緑色で塗りつぶして赤の二重丸で記載しておるといような状況でございます。

これは一例でございますけれども、このような形での点検項目の管理をしていくということで、現在予定しておるもの、あるいは予定していないものでも日々の操業の状況の確認の中で点検整備を行わなければならないもの、こういった出てきたものについても、追加的に点検項目として加えながら、今後の設備が順調に操業するように、稼働するよとということでの対応を進めておるといことでございます。

資料1につきましては以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました資料1の中の12ページ、13ページのところにつきましては、これに関連して豊田市のほうからも、漏洩事故の対応についての御説明がありますので、そちらのほうの御説明を先にしていただきたいと思ひます。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 廃棄物対策課の河合でございます。よろしくお願ひします。

資料2をごらんください。今回の事故に対する豊田市の対応についてといことでございます。

まず、発生直後の対応でございますけれども、6月20日にJESCOのほうから事故発生の報告がございました。市としましては、直ちに現場確認を行いまして、新たな漏洩についてはないことを確認しました。

また、オンラインモニター等の確認から、外部へのPCBの漏洩がないことも確認

をいたしております。

漏洩した油につきましては、PCB 非含有の油ということで、それが事業所建屋内への漏洩であるということも確認をしております。

市は、JESCO に対しまして原因究明と再発防止策を講じて報告をするように指導のほうをいたしました。

次の JESCO の対策に対する対応ということでございますけれども、6 月 30 日付で、先ほど JESCO のほうから説明がありました再発防止策を含めました報告書の提出がありましたので、翌 7 月 1 日に JESCO のほうに立ち入りをしまして、手順書の改訂、それから教育の実施、搬送工程のプログラムの変更、こういったような再発防止策が確実に実施されているということを確認させていただきました。

下は、その 7 月 1 日の立ち入りのときの写真でございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの JESCO の資料 1 の全体の説明の中の、特に今回の漏洩事故のところについて、少し分けて皆様のほうから御意見、あるいは御質問を承り、その後、資料 1 の中のすべての箇所について御意見をいただくというように、進めたいと思います。

それでは、JESCO の今回の漏洩に関して、皆様のほうから何か御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【E 委員】 45 リットル漏れたということですが、1 日 3 回点検をされておることと、12 時 20 分に点検のときに確認をされたということですが、この 3 回の点検時間は何時と何時にやってみえますか。

【JESCO (石垣所長)】 24 時間操業でございまして、1 直から 3 直までの区分けでそれぞれの班が対応しておりまして、必ずしもそのパトロールの時間というのが何時というふうには決まっておりません。その直の中でパトロールできる時間帯に担当の方がパトロールをするということでございます。したがって、大体 3 直に分かれますので、8 時間のうちのどこかで点検するということで行っております。

【E 委員】 この発見の前の点検時間は何時何分ですか。

【JESCO (石垣所長)】 ちょうど朝の 5 時でございます。

【委員長】 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【F委員】 今回のこの漏洩事故ですけれども、対象物が保管容器というふうについております。先ほども今後の予測という中でいきますと、保管容器が今後、848個という形で、今後かなりの量の保管容器が出てくると想定されますが、今回の事故自体が、まずは予測といいますか、最初の切断要員の方の判断が少し甘かったのかなと。今回の資料を見ている、何となく雰囲気的に思うのが、一番最後に「647個の処理を行ってきましたが、今までこうした事故は起きていませんでした」と、この書き方からいくと、大丈夫だろうというような油断が入っていたのではなかろうかなと。安全側に考えるときには、大丈夫だろうではなくて、漏れるかもしれない、何々かもしれないというリスク側に物事を考えておかなければ対応はできないと思います。ですので今回も、この34ミリの穴が6個あいただけでは液切れしないかもしれないというふうな感覚で見えておっていただければ、こういう事故はなかったのかなと。

それで今回、対策としては、十分そのあたりはできているかなと思います。小さく切断をする。穴あけの徹底。ここが一番大事かなと思いますが、充填状態の確認と、後工程をしっかり知っておく。これだけをきちっとやっていただければ、大丈夫かとは思いますが、今後、800個の保管容器が出てくるという中においては、今までと想定外のサイズなり形状なりの保管容器が出てくるかもしれませぬので、常にこの対策が有効であるかどうかというのを検証しながら実施いただければ、再発防止にはしっかりつながっていくのではなかろうかなと思いますので、その点をしっかり手順なり確認をしていただくようにしていただきたいと思います。

【委員長】 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

ハード面については特に何か問題があったわけではないと思います。対策としては、油切り時間を安全サイドで考えていただいていると思いますが、皆様がおっしゃっておられるように、作業をされる方の教育と、最悪ケースを想定した対応をしっかりと日ごろから訓練していただきたいと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、今回の漏洩に関しては、一応、この程度にさせていただきます、また

お気づきがありましたらその都度お受けしたいと思います。そのほかの JESCO の説明でお気づきの点はございますでしょうか。

皆様に考えていただいている間に、私のほうから 1 点お願いします。

資料 1 の表がありますが、その中で廃 PCB に脚注がついています。この「※」はどのような意味か、もう少しわかりやすく説明いただけますでしょうか。

例えば平成 27 年度の合計が 27 となっていますが、これは少ないように思いますし、ところどころで「※ 1」と書いてあるところがありますが、全体をもう少し丁寧に説明していただけないでしょうか。

【JESCO (石垣所長)】 「※ 1」につきましては、脚注にありますとおり、平成 20 年度はペール缶 7 本、本来はドラム缶の数で数字を書くんですが、ペール缶を 1 本として数字を記載させていただいておるといふところの注釈をつけさせていただいております。

それと、廃 PCB につきましては、特に平成 25 年度、26 年度、25 年度が一番多いんですけども、実は、そのままでは運搬ができない超大型のトランス、これにつきましては、もともと保管されているのは大型トランス 1 台でございますけれども、処理する段階で事前に現場で油を抜いて、ドラム缶に入れて運ばないと運べないというものが、特に平成 25 年度、26 年度では台数として多うございました。したがって、現場で油を抜いて運ぶドラム缶数が多かったということから、ここでの数字が非常に多くなっているという状況でございます。したがって、もともと保管されていたドラム缶とはちょっと違う数字であるということになります。

【委員長】 ということは、薄まって量が多くなったものが数値的にはあらわれており、27 年度の合計として 27、これは別に特段少ないということではないのでしょうか。

【JESCO (石垣所長)】 だんだんと大型コンデンサというのがなくなってまいりまして、なおかつ現場で抜油をしなければいけないような超大型のトランスというものが減ってきております。そういう意味で、そういった現場で抜いて運ぶ PCB 油の数が減ってきたという状況でございます。

【委員長】 わかりました。

皆様のほうからはいかがでしょうか。

【F 委員】 19 ページの保全状況のところでございますけれども、追加実施した主な

項目と実施した理由の4つ目に、第1活性炭吸着槽がサンプリングの結果、活性炭の破過が進んでいたため交換という形で、当初の想定よりも破過が進んでいたということとございますけれども、これの原因というのは何かつかまれているのでしょうか。たとえば吸着をしなければいけない、もしくはそういういろんな物質が想定よりも多かったのか、もしくは活性炭自体の個体差によって、吸着量がたまたま小さいといえますか、能力の低い活性炭だったのか、それはどちらでしょうか。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 設備保全を担当しております古賀と申します。私のほうからお答えさせていただきます。

活性炭の交換の頻度に関しましては、今おっしゃったように、いろんな条件によりまして、その出てくる場所の環境条件、あるいは処理する物、いろんな条件によってこの状況は異なってきます。そういうものを細かく分析して、交換時期を予測してできればよいのですが、変動要因が非常に多くて、なかなかそこまでつかみきれてないというのが現状でございます。この計画を立てる際には、過去の実績を踏襲しまして、前回この辺で交換したと、今の実績、状況からして、破過がこのくらいまで進んでいるだろうということを予測しまして、こういう計画を立てております。

その中で、やはりいろいろな変動要因がございます。こういう予想以上に破過が進んでしまったという状況がございます。幸い、ダブルでこれはしておりますので、その時点で何らかの対策すれば間に合うという状況にございましたので、こちらのほうを先に交換したという状況でございます。

逆にその前の第4活性炭については、もう少し破過が進むだろうということで予測したのですが、やはりそういった変動要因で進まなかったということとございます。

今おっしゃいましたように、そういう細かい原因は、大体やはり汚れたものが多かったであろうということは推測はしておるんですけども、残念ながら細かい分析まではできていないという状況で、今後もそういう細かい状況の把握と実績を私どものノウハウとして積み重ねて、的確な管理をしていきたいと考えております。

以上です。

【F委員】 これは活性炭吸着槽B槽、最後のとりでになるそうですので、やはり交換頻度も安全側に見直していただくようなことも検討いただきながら、無用に早めに交換する必要はないんですけども、モニタリングと申しますか、サンプリングによる調査をしっかりとやっていただいて、必要あれば前倒し、前倒しで交換を考えていた

だけるようお願いしたいと思います。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 そうですね、特にB槽においては、今、御指摘があったとおり、無用に早く交換するというような状況になっておる状況で、少し出始めると、何とか作業を段取りしまして交換しているというのが現状でございます。

【委員長】 ただ今、F委員がおっしゃったとおり、ここは最後のとりでになりますので、くれぐれも安全サイドで考えていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

G委員、どうぞ。

【G委員】 今の活性炭吸着槽ですが、最後の表ではどこにあたるんですか。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 抜粋してありますので、ちょっとこの表にはないですね。すみません。

【G委員】 今の吸着槽というのは、重要度区分A・B・C・Dのうち、どれに当たりますか。

【JESCO（石垣所長）】 セーフティネット活性炭ということでございますので、ここがしっかりしていないと協定値違反、あるいは法違反になるということで、A評価ということで記載をしております。

【G委員】 Aというのは、ちゃんと定期的に交換しなきゃいけないということですね。

【JESCO（石垣所長）】 そうでございます。このセーフティネット活性炭というのは、万が一起きたときに外部に排気が出ていくときの最後のとりででございますので、過去の我々の漏洩事故も含めまして、一番我々として神経質になっているところでございます。どちらかというところとちょっと早め早めに交換し過ぎかなというきらいはあるんですけども、ただ、安全に万全を期して悪いことはないということで、少しでもリスクがあるのであれば交換をしようということで進めておるところでございます。

【G委員】 定期的に交換というよりは、交換する前に破過を調べて、それで交換するかしないかというのを判断するということですか。

【JESCO（石垣所長）】 そうでございます。定期的な測定並びに過去の履歴も全部取っておりますので、いつA槽を交換した、いつB槽を交換したという履歴も全部わかっておりますので、そういったデータを踏まえた上で、確実に排気の治療ができるように我々としては取り組んでおるという状況でございます。

【G委員】 わかりました。

【委員長】 破過点で調べられているのですか。破過曲線を描くとどのようなタイプの活性炭なのか、その辺のデータはありますか。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 大体あるところまではずっとゼロで、出始めるとそれから徐々に上がっていくという、そういう曲線になります。

【委員長】 少しでも出口濃度が上がりかけるのが認められたら、すぐ交換していただいているのですね。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 そこで計画をし始めるということになります。

【委員長】 1カ月に1回とおっしゃいましたが、その程度で大丈夫なのでしょうか。

【JESCO（古賀設備保全課長）】 今のところそれで大丈夫です。もう少し頻度の高い3-2系という、これはベンゼンのほうなんですけれども、こちらのほうは年に7回ぐらい交換しておりますけれども、こちらのほうは週1回測定しております。

【委員長】 活性炭をしっかりと管理していただいているということですね、わかりました。

そのほかいかがでしょうか。何でも結構です。

はい、どうぞ。

【H委員】 ちょっと疑問なんですけれども、13ページの洗浄槽のフロー図の矢印を見ていると、これは自動で行われるんですね。

【JESCO（石垣所長）】 はい、自動で行います。

【H委員】 視認確認みたいなもの、目で見て確認するということはできるものですか。

【JESCO（石垣所長）】 ここには載っておりませんが、豊田市の資料2の右下に写真がございますけれども、遮蔽フードの中がございますので、直接見るということは、作業者が化学防護服を着て中に入れば見ることはできますが、通常は見ることはできません。したがって、ITVのカメラでこの運転状況を確認することができるようになっています。

【H委員】 ということは、作業員の方のミスとかそういうものではない、ヒューマンエラーによって起きたものとかではないですね。

【JESCO（石垣所長）】 原因という意味では、その先の工程を知らずに、保管容器に6個穴をあけた、これで大丈夫と思ったということが、ヒューマンエラーという範

疇になるのかどうかはちょっと判断が付きませんが、作業する人はこれで大丈夫と思ってやったんですが、実はそれで大丈夫ではなかったということでございますので、そういう意味では、しっかり教育をして、後の工程がこういう工程であるということをしつかり教育をするというような形で、今後同様なことを起こさないようにということで進めさせていただいております。

【H委員】 そもそもこの手順書みたいなものは、結構シンプルなものしかなくて、濃度の高い油を入れる場合とか、もっと濃度の薄いものを入れる場合とか、そういうのは全然想定してない手順書だったということになるんですか。

【JESCO（石垣所長）】 ここはもともと金属のものを洗いますので、第1槽、第2槽という始めの段階では、PCBが付着をしておるという状況でございます。最終的にはPCBが付着しているのを全部洗い流すという工程でございますので、各槽での濃度管理というのは行ってはおりません。最終的に洗った後に、PCBが基準以下になっているかどうかということで対応しておりますので、むしろ洗浄物の濃度というよりは、その洗浄物が確実に洗えるようにするためには、どのような置き方をすればいいか。コンデンサでも中を取り出してしまうと筒状の容器になります。これを逆さまに入れてしまえば、中に空気が入って洗浄液がいかないということになりますし、あるいは表向きに入れれば、洗浄液が当然、容器の中にたまりますので、最終的にはその容器の中にたまった液も抜けるように切断、あるいは穴をあけるということを工夫しなければなりません。処理する対象物というのは、保管容器も千差万別でございますので、画一的にこういうふうにしましょうという手順をつくるというのは非常に難しい状況でございます。そういう意味で、まず液が残らないようにする。それをまた別の人が確認して、ちゃんと大丈夫かどうかということを確認した上で洗浄工程に入ろうというのが今回の対策でございます。

【H委員】 では、その作業員の人の力量というか、経験とかによって、やっぱり同じようなことが起きる可能性があるように感じちゃうんですけれども、何て言うか、インシデントレポートとか、ヒヤリハットみたいなものをとったりとかの対策はここには載ってないですが。

【JESCO（石垣所長）】 今、ここには記載はさせていただいておりませんが、まず手順書をしっかり改定をするということ、それから解体作業の方々にその後の工程、並びにこういう形で切断なり穴あけをしましょうというところの徹底、並びに、今回

は現場で携わっている作業者の皆様には教育はいたしましたけれども、今後人がかわったりというようなこともございますので、こういった教育は継続的にやっていくべきものというふうに考えておりますので、同様のことが起きないように教育も含めてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

【H委員】 ありがとうございます。

【委員長】 6ページをよろしいですか。きょうは環境省の方も来ていらっしゃるし、東海4県の関係者の方々も来ていらっしゃいますので、この6ページのところについて少し深くお話を伺いたいと思います。実は、昨年度のPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会にて、私のほうから申し上げたのは、最終年度が決まっている中で、今現在がどういう状態になっているべきかを踏まえて、最終時点から現在に至るまでをバックキャストしていただきたい。それによって、きっちりと処理すべきPCB台数を把握し、かつ今後の処理計画を立ててほしいということを申し上げました。それを受けて、今回、このようなデータをつくっていただいたと思います。

処理能力の観点から、JESCO豊田事業所の状況がわかりましたので、私も安心しております。一方で、先ほど説明がありましたが、北九州の事例を参考にして掘り起こし量を推定されていますね。今回の改正特措法で、これからPCB処理は促進されると思いますが、いまだに未登録のものですとか、登録されていてもまだ廃棄手続きがなされていないものがあって、これらを踏まえて、JESCO豊田事業所が現有の処理キャパシティを持っているにもかかわらず、実際にはいまだに処分されないで、最後には積み残しになってしまうのではないかとということが懸念されることです。

JESCOというよりは、むしろ本日出席されている東海4県の各県市の関係の方々に掘り起こしをしっかりといただかなければいけないし、皆さまにはそのような認識を持っていただきたいと思います。この点について、豊田市はどのように考えられていますか。

【豊田市環境部(河合廃棄物対策課長)】 やはり最後が決まっているという意味では、いかに早く掘り起こしをして、数を確定するというのが一番重要なところでは感じております。豊田市におきましては、掘り起こし調査については、平成25年度に国が行ったモデル事業をきっかけにして、それ以降行っておりまして、予定としては、今年度中には一通りの豊田市内での掘り起こし調査は完了できるかなという感触で今、作業のほうは進めているところでございます。

【委員長】 豊田市も含めて広域協議会がありますね。その中では、こういった議論はなされているのでしょうか。

【豊田市環境部(河合廃棄物対策課長)】 愛知県のほうが主催でやっておりますので。

【委員長】 JESCO 豊田事業所は十分な処理キャパシティを持っていますので、計画通りに推定されるべき PCB 廃棄物が出てくれば、期日までに十分完了していただけたと思います。しかし、計画通りに処理に出されなかった場合のことが危惧されます。これは、関係縣市の方たち、広域協議会の方たちにご協力いただかなければならないことと思います。PCB 廃棄物がきちっと適正に処理されて、無事に処理完了するまでを見届けるのが我々の安全監視委員会の役目ですので、そのような観点で皆様にはしっかりとフォローしていただきたいと思います。環境省の方々からもぜひその辺をしっかりと御指導いただきたいと思います。

【環境省産業廃棄物課(中尾課長)】 ありがとうございます。この後の議題3のところでも、資料4で御説明させていただきたいと考えおりますけれども、やはり掘り起こし調査をまず早急に進めるといいうことが何よりも大切でございます。その中には現在使われているものもあるということですので、さらにそれらにつきまして JESCO のほうに委託処理が出されるという、3ステップぐらいが非常に重要になってまいります。今回、特措法の改正でもそのあたりを盛り込んでおりますが、まさにその実行がこれから非常に重要になってくると思います。議題3のほうで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】 わかりました。よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後にまた元に戻っていただくということでも結構ですので、先に進めさせていただきます。

議題2、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局のほうで御説明をお願いいたします。

【豊田市環境部(河合廃棄物対策課長)】 では、資料3をごらんください。「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということでございます。

1 としまして、豊田 PCB 処理施設への立入検査の実施状況でございます。

前回の安全監視委員会以後、計 11 回の立入検査を行っております。概要につきましては下の表1、状況の写真につきましては6ページに記載させていただいております。

す。

主な内容でございますけれども、②の2月29日に行政検査ということで、排出ガス測定と処理後物の抜取検査のほうを実施しまして、排出管理目標値及び卒業判定基準値未満であることを確認しております。

それから、③の3月8日でございますけれども、廃棄物処理法に基づく定期検査を行っております。書類検査と目視検査などを行いまして、構造基準に適合していることを確認しております。

それから⑥、5月23日でございますけれども、排出ガス中のベンゼン測定方法の確認を行いました。JESCOが自主的に簡易測定しておりますベンゼンの測定状況の立ち会いを行いまして、ベンゼンの排出がないことを確認しております。

2ページをお願いします。⑧と⑩ですけれども、6月2日と29日に受入作業時の確認を行っております。

あと⑨と⑪につきましては、先ほどの油漏れ事故についての立ち入りでございます。

続きまして、2の平成27年度PCB環境モニタリング調査についてでございます。

(1)の調査地点及び時期でございますけれども、PCB処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握するために、大気、河川水質、河川底質、及び土壌につきましてPCB環境調査を実施しております。調査地点につきましては、下の表2及び3ページの図1のとおりでございます。

(2)調査結果でございますけれども、調査結果につきましては、表3に載っております。経年変化につきましては、次ページの図2から図5のとおりでございます。

結果としましては、施設稼働に伴う異常のほうは認められておりません。経年的にも横ばいの傾向を示しております。4ページ、5ページにつきましては、経年変化のグラフを掲載させていただいております。

続きまして、5ページをお願いします。3の高濃度PCB含有機器未処理事業者への立入調査ということでございます。

(1)未処理事業者に対する早期処理促進のための立入りということで、高濃度PCB含有機器の未処理事業者のうち、14事業者に対して立入りのほうを行いました。

結果としましては、7事業者で早期処理の意思を確認できまして、そのうち5事業者につきましては、既に処理のほうは完了をしております。

早期処理の意思が確認できなかった7事業者につきましては、今後もJESCOと協

力して、一日も早い処理のほうを促していくことを考えております

(2)、これが先ほどございました掘り起こし調査による立入りでございます。

昨年度は、掘り起こし調査によりまして 18 の事業者でトランス、コンデンサを使用している可能性があるということが判明をいたしましたので、そちらに対して立入りを実施いたしました。

結果としましては、6 事業者で高濃度 PCB 機器であることが判明してございましたので、早期処理のほうを指導いたしました。そのうち 3 事業者につきましては、既に処理が完了しております。

今後も、掘り起こし調査につきましては実施しまして、早期処理のほうを指導していく予定でおります。

6 ページをお願いします。4 の危機管理マニュアルの策定ということでございます。

前回の監視委員会で報告させていただきましたけれども、PCB の外部漏洩ですとか爆発、火災事故等が発生した場合の関係者の役割ですとか連絡体制について定めました「豊田 PCB による環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル」を策定いたしました。こちらにつきましては、参考資料としまして添付させていただきましたので、また後日確認のほうをよろしくをお願いします。

下の写真につきましては、冒頭、説明させていただきました立入状況の写真でございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの豊田市の御説明に対して、皆さまのほうから御質問、あるいは御意見等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【G 委員】 最後の事故等に係る危機管理マニュアルですが、例えば地震とかは入っていますか。

【委員長】 参考資料をもう少し説明していただけないでしょうか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 参考資料 1 ということで付けさせていただいておりますが、まず組織体制としまして、環境部と災害対策本部、これは社会部のほうが所管をしておりますけれども、それと消防本部、この 3 つの部署が連携して対応するというようにしております。

防災対策としましては、3番のほうになりますけれども、住民が避難する必要がある場合につきましては、災害対策本部を設置して、災害対策本部のほうの指示のもとで対応するということを定めております。

2ページになりますけれども、連絡体制ということで書いてございます。

まず初動連絡体制としましては、市と JESCO と消防本部のほうが連携をして対応しまして、周辺住民の避難が必要ということであれば、災害対策本部が設置をされますので、そちらのほうと連携をして連絡体制をとっていくという、そういったようなことを定めております。

3ページにつきましては、連絡網ですとか、あと5番につきましては、関係者の対応ということで、発災直後における環境部の対応、あと災害対策本部の対応などを定めております。

あと消防本部につきましても、同様に定めております。

それから、発災直後に続きまして、4ページにつきましては収束時期ということで、事故が収束した時期における各対策本部、環境部、消防本部、それから監視委員会の対応ということで示しております。

【G委員】 例えば地震のときだったら、まず PCB の外部漏洩の可能性を確認して、その可能性がある場合には、災害対策本部を立てて対策を立てるということですね。地震のときに外部漏洩の可能性があるかどうかを、どのように確認するのでしょうか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 初動的には、JESCO のほうが漏洩したかどうかというのを確認して、それが漏洩があれば市のほうに連絡が直ちに入るという連絡体制をとっておりますので、それに基づいて対応するということになります。

【G委員】 地震のときには、必ず JESCO から漏洩の有無を市のほうに連絡するということですね。

【JESCO（石垣所長）】 そうですね。まず設備的には、震度4から5、80ガルという加速度を JESCO 内に設置しております地震計で感知しますと、設備が緊急停止をします。緊急停止をすれば、まず防災対策本部並びに現地指揮本部を設置しまして、施設内に異常がないかどうかという点検パトロールを早急にまず行う。これはあくまでまず PCB の漏洩が起きてないかどうかというところをしっかりと対応するというのが、JESCO の内部でマニュアル等でそういう対応を行うということになっておりますので、そういった対応をとる中で、豊田市のほうにもその結果を御報告させていた

だくということになるかと思えます。

【G委員】 その報告した後で、可能性がある場合にはこのマニュアルに移るということでよろしいわけですね。

【JESCO（石垣所長）】 もし緊急事態というのが確認されれば、速やかに豊田市には御報告をするということになるかと思えます。

【G委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

それでは次に、議題3、「PCB 廃棄物特別措置法の改正について」を、環境省のほうから御説明いただきたいと思えます。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 皆様、改めまして、本日はお集まりくださいますとどうもありがとうございます。こちらに御出席させていただきましてどうもありがとうございます。環境省の産業廃棄物課で課長補佐を拝命いたしました福井と申します。これからどうぞよろしく願いいたします。

資料4で本日御説明させていただきますのは、先ほど委員長からも御指摘がございましたけれども、期間内での処理を確実に終わらせるために、今般の通常国会にて法改正を行いました PCB 特措法の概要について、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、法律の概要と書いてある資料をごらんください。

まず背景といたしまして、2つ目、平成13年にPCB特措法を制定して、それまでは民間主導で処理を進めようとしてまいりましたが、この法律制定以降、国が中心となって、また立地地域の関係者の皆様の御理解と御協力のもとで、このJESCOの事業所を全国5カ所に設置して処理を進めてきたというのが背景でございますが、これまで処理を進めていく中で、なかなか処理が進まないという状況もありまして、この2年前、26年に、基本計画の見直しとともに処理期限の延長をさせていただきました。そこでの計画的処理完了期限が、地元とのお約束で、最短で北九州エリアでは平成30年度末ということになってございます。これらの処理を進めるために、期間内での処理を確実にするために、今般の改正を行ったということで、下の法律の概要というところで大きく4点の改正内容がございます。

まず1点目が、今回の改正に伴いまして政府一丸となって取り組んでいくということが必要だということをおうたっております、これまで環境大臣が定めておりました

PCB 廃棄物処理基本計画というものを、政府で決定する閣議決定で定める基本計画に格上げをするという改正を1つ行っております

2点目が、PCB 廃棄物の処分の義務づけでございます。こちらに関しましては、PCB 廃棄物を現在、保管いただいている保管事業者様に、計画的処理完了期限までにしっかりと処分の委託を JESCO に行っていただくということで、計画的処理完了期限の1年前ということで処分期間というものを法律で定めて、それまでに処分委託を行うということ義務づけるような改正を行ってございます。

また、あわせて電気事業法に基づく電気工作物に該当する使用製品についても、その処分期間までに廃棄をするということを義務づけを行っております。

3点目ですが、報告徴収・立入検査権限の強化でございます。先ほど豊田市の取り組みを御紹介いただきましたけれども、これまでの法律では、PCB 廃棄物を保管している事業者への立入・報告徴収という権限でございまして、それまでの事前の調べが十分にあって、保管されている蓋然性が高いところへの報告徴収・立入検査の権限でございましたが、現在の状況を踏まえまして、そういった届出がなされていない PCB 廃棄物があり得るということで、こういった保管している恐れがあるところに対しても報告徴収・立入検査が可能になるということで、権限の強化をさせていただいております。

加えまして4点目ですが、高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行でございます。既に幾つか把握されている事例もございすけれども、保管事業者が不明であるといったものですか、保管事業者が倒産して処分を委託することができないというような状況におきまして、まず最初には、その保管事業者さんに処理を委託していただくということを強力に進めてまいります。それでもどうしてもできない事案に対して、都道府県市に高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行を行うことができるという規定を設けております。

この4点について改正をしました。

この4点についての基本的な考え方、背景を、3ページ以降で御説明をさせていただきます。

これまで政府内で検討してまいりまして、先ほどこちらの課長からも申し上げましたが、期限内での処分については大きく3つのステップが必要であるというふうに考えておりまして、今回の改正は、それぞれについて制度的に強化をしていくといった

ステップを確実に踏めるように担保するというような改正を行ったものでございます。

3つのステップといいますのは、下の図で書いております青いところの1番、高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査を完了させ、全ての全量をまず把握するということが第一に重要でございます。

その次に、使用中の製品というものもまだかなりの数ございますので、この使用を終了させるということが2点目に必要です。

それらにつきまして3点目、特措法の届出がなされたものについて、JESCO への処分委託が確実に行われること、またその後速やかに廃棄物が JESCO に搬入され、適正に処理されるというこの3つを確保することが必要だと考えております。

それぞれについて課題の背景、内容につきまして、皆さんも御存じの点もごさいますけれども、4ページから御説明をさせていただきます。

まず課題の1、ステップの1としております掘り起こし調査の強化でございます。

現在、特措法では、PCB 廃棄物を保管する事業者の保管の届出を義務づけているところではございますけれども、まだ届出がなされていないという PCB 廃棄物がありまして、全容が把握できていないというのが、残念ながら現在の現状でございます。

このため、各自治体の皆様におかれまして、主としてアンケート調査を中心に、こういった高濃度 PCB 廃棄物使用製品の使用実態ですとか保管実態という状況の把握に努めていただいております。

ただし、これまで行政指導のレベルで行っていただいていたところでは限界がございますし、アンケートを実施していただいているところでも、おおむね高いところでも回収率が5割程度にとどまるというような状況で、難航しているというのが実態でございました。

先ほど申し上げたとおり、立入検査・報告徴収の権限も限定されたものでございましたので、そういったところを今回の改正の2つ目の内容としまして強化をしていくということで担保したということでございます。

続きまして5ページでございます。課題の2としまして、期間内の処理達成に向けた課題として、使用中の製品を確実に廃棄するというところでございます。

PCB の製造を中止して40年以上たっている現状におきましても、使用中の高濃度 PCB 使用製品が相当数あるということで、下の表にまとめてございます。

例えばトランスでは、全国で550台が現在、届出されているもので使用中だという

のが確認されておりますし、コンデンサ類では 6,000 台、安定器については 9 万 4,000 個も現状使用されているということが確認されております。

これらにつきまして、各使用事業者の御事情もあろうかとは思いますが、40 年経過しているということで、品質保証の観点からも、こういったところには課題が出てきているのではないかとありますので、今回、PCB 特措法の改正とあわせまして電気事業法においても、こういった電気工作物については廃棄を促進していくということで、使用中のものを確実に廃棄に向けて進めていくという法改正で担保しております。

最後に 3 点目になりますが、6 ページについて御説明させていただきます。

これらの使用製品、PCB 廃棄物につきまして、これらを JESCO に処分委託をしていくということを確実に進めていくことが重要になってまいります。先ほど豊田市からの御紹介でもありましたけれども、まだそういった届出がなされていない事業者、届出がなされた後でも JESCO への処分委託をする見込みのない事業者が相当数存在するというのが現状になっております。

改正前におきましては、その処分委託をしなかった事業者に対して改善命令をかけるというような措置がございませんでしたし、實際上、処理が滞っている、処分委託が滞っているという事業者が一定数存在するというのが現状でございました。

こちら表に現状をまとめてございますけれども、トランス類での 26 年 3 月末と少し古いデータになっておりますが、この時点での届出数のうちの登録数が 55%、コンデンサにおきましては 92%となっておりますが、安定器においては、26 年の時点で 15%と非常に低い登録数となっております。

これを速やかに登録に結びつけて処理を計画的に行っていくということが、期間内の処理に向けて非常に重要になってくるということでございますので、今回の法改正では、まず一段といたしまして、計画的処理完了期限の 1 年前に処分期限を設けております。ですので、ここまでに処分を委託しなければ違法状態になるというような状態になっておりまして、事業者さんにはまずその義務をしっかりと果たしていただく。その上で、処分期間を超えた上でも処分委託がなされていない場合には、改善命令をかけてしっかりと期間を決めて処分委託をしていただくということになります。それでもどうしてもできないという状況におきましては、都道府県市で代執行を行っていただいて、確実に処分を進めていくということで、こういった制度を設けまして、確

実に処分を進めていくという体制をつくっております。

先ほど課長からも申し上げましたが、こちらにつきましては、8月1日の施行に向けて現在、最終的な詰め段階を行っているところでございます。8月以降、実施に向けて本格的に動き出すこととなりますし、国におきましても、例えば掘り起こし調査についてはマニュアルを早期に改定いたしまして、より効率的、効果的な掘り起こし調査が進められるようにいたしますし、代執行等につきまして実施に向けての支援の体制等を国で現在、検討しておるところでございますので、こういったまず制度での体制の強化、その実施に向けての国の支援ということで、引き続き取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上になります。どうもありがとうございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、皆様のほうから御質問はありますか。

はい、どうぞ。

【G委員】 命令違反には罰則を科すとありますが、どんな罰則を科すのですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 命令違反につきましては、改善命令についての違反は、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰則ということになります。

【G委員】 結構厳しいですね。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 かなり厳しい罰則になっております。

【G委員】 それが抑止力になるといいですね。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 そうですね。もちろんそうならないようにするために事前、事前の策を打っていくというのが重要ですし、おっしゃるとおり抑止力としてしっかり図っていきたいと思います。

【G委員】 期間終了の1年前までに義務づけられているわけですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 用語がわかりづらいですけれども、法律上は、処分期間というものを設けておりまして、それが皆様とのお約束の計画的処理完了期限の1年前ということになっておりますので、法律上は、その1年前になったらというふうに明示しております。

【G委員】 期間終了後でも廃棄してない場合には命令違反ということになるわけですね。

【環境省産業廃棄物課（中尾課長）】 改善命令をかけられるようになりまして、その

前は改善命令を出すということを背景に行政指導でなるべく処理を進めていくということになるかと思えます。

【G委員】 期間終了後に JESCO は存在しているのでしょうか。計画期間終了後は処理するところがなくなってしまうのではないのでしょうか。そのようなことはないわけですか。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 計画的処理完了期限の後、もちろん JESCO の土地を地元にお返しをするということでお約束をしておりますので、その1年前、処分期間の末日以降にその改善命令をかけて、計画的処理完了期限までに全てを処分委託させて処理を完了させるということになっております。

【G委員】 ややこしいことが起こらないといいですね。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 個別個別の関係についていろいろなことがあり得ると、それはもちろん想定していく必要があろうかと思えますので、ただ、それでもしっかりと残さずに完了させていくというところで取り組んでいく必要があると思っております。

【委員長】 ありがとうございます。私個人的には、もっと余裕を持たせないと、1年前では遅すぎるのではないかと思います。これは、改正特措法の中では1年前に処理依頼を完了することと違ってありますね。1年未満では時間が足りないのではないかと思うのですが。

【環境省産業廃棄物課（中尾課長）】 最終的には命令をかけられるということになりますので、それまでの間は、最終的に命令がかかるということになりますと、なかなか不名誉なことにもなるかと思えますので、その前の段階での行政指導でしっかりやるというのがまずは大切かなと思えます。

【委員長】 わかりました。

【環境省産業廃棄物課（中尾課長）】 また、対象事業者数がかなり多いということになりますので、この法律の施行に向けて課題が多々あろうかと思えます。先ほど福井のほうからも御説明申し上げましたけれども、各都道府県市にはかなり本腰を入れて取り組んでいただく必要がございますので、その後押しをするための仕組み、マニュアルの策定ですとか財政支援について現在、検討しておるところであります。

また、計画について今回閣議決定したということで、各省の協力も必要かと思っておりますので、事業所管大臣のほうからの周知ですとか、あと政府で持っているもの

はもちろんでございますけれども、特にトランス、コンデンサにつきましては、電気事業法の使用電気工作物ということでもあろうかと思imasので、経産省のほうからかなり本格的に取り組むという体制を今回、構築できたかなと思っております。

【委員長】 わかりました。ありがとうございました。

F 委員どうぞ。

【F 委員】 事業者の立場から申しますと、今回は本当にありがたい法改正で、かなり後押しをしていただいている法改正だと思います。企業の中で環境管理をしている者として、PCB の掘り起こしに関してこれだけ言っていただくのはありがたいんですけども、企業の中での取り扱いにおいても、省庁間と同じで、我々環境を担当している者が電気工作物を管理することはまずありませんで、やはり電気工作物を管理しているのは電気の保安の担当者です。省庁さんでいうところの経済産業省、電気事業法に係る業務をやってみえる方になってきますので、ぜひそちらサイドから強力なる、例えば調査を義務づける、調査した結果を届出をする等の義務づけをしっかりとやっていただいたほうが、我々民間企業としては非常に進めやすくなるのかなと。

ただ、こういう法改正があったことの情報も、もう少しこまめに周知徹底をしていただかないと、中小企業さんではなかなか法改正の情報をみずから収集するということはないものですから、自分の会社の工場の中にどれだけ PCB の対象で調査しなきゃいけないものが存在しているかどうかということすらお気づきにならない方もいらっしゃるのではないのかなという意味では、例えばテレビ CM とか新聞広告、いろんな媒体を使った形での国民全体への周知活動が必要になってくるのではないのかなというふうに思います。

先ほどの改善命令と指導というお話がありましたが、あれは性善説に立っているとします。性善説で、みずから調べて出てきたものを登録して、なのに処理をしなかった人に改善命令が出る。そこまで、調査・登録にまで至らないケースが物すごく多いと思imasので、そこをどう掘り起こしていくか、そのための周知徹底といimasか、認知をしてもらうことをぜひともしっかり力を入れていただければなと思imas。

【委員長】 ただ今、このように電気関係の人たちとの認識を同一にしないとやっていけないというお話かと思imasが、企業人としてF 委員のように PCB を扱っていらっしゃる方の権限を強化していただいて、しっかりと統率していただくような仕組みを作ることは難しいのでしょうか。

【F 委員】 環境という立場よりは、やはり普段から機器を扱っている電気の保安担当者のほうに、この PCB に関する調査とか掘り起こしということを義務づけたほうが、やはり普段の取り扱いをしている人のほうがいいと思います。

【委員長】 期限ぎりぎりまで製品のまま使い続けるか、それともすぐその場で廃棄物にするか、といったところの思惑はさまざまなのではないのでしょうか。

【F 委員】 それは違いますので、そこをまずは調査をして見える化していかないと、自分の会社の中にどれだけ PCB があるかどうかを把握していかないと、次のアクションが起こせないと思いますので、そのまずは調査を進めていく。その次に、計画的な処理とか、先ほどおっしゃられたように期限をある程度前出しして、そこまでに処理をしないとペナルティがかかるというような法的なプレッシャーといいますか、そういうものをかけていくことで、企業の中としては回りやすくなってきますので、まずは調査、見える化をしていく、自分の会社になんだけ物があるかというのを見えるように調査をさせるというふうにぜひ法のほうで後押しをしていただけるとありがたいという状況です。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【環境省産業廃棄物課（福井課長補佐）】 まず、掘り起こしについての協力という観点では、保管事業者は届出をしなければならない。それをしていない状態というのがそもそも違法状態ですので、そこに対してしっかりと全事業者に対して協力をしていただくということ呼びかけていくことを、我々としてもしっかりとやっていきたいと思っておりますし、今、御指摘いただきました、従来から電気工作物等を扱っていただいているような電気保安関係事業者の方々、皆様方にもそういった協力をしていただくということにつきましては、現在、基本計画につきましても、今回の法改正を受けて変更の準備をしております、8月1日に変更施行するということを進めておりますが、その中でも、そういった電気保安関係事業者等その関係部署につきましても、協力をして掘り起こしをさせていくというところを明記させていただく予定でございますので、そういったものを受けて、今後の掘り起こし調査については、そういった部署についても協力をしっかりと呼びかけていくと。先ほどお話にありました広域協議会につきましても、そういったところの参加をしていくということになりますので、連携をしっかりと密にとっていきたいというふうに考えております。

周知徹底につきましても、おっしゃるとおりですので、今後、我々としては、期間内に処理をしていくというところ、これを絶対に変えないというところで、しっかりと皆さんに対して、こういった問題があるというところをわかりやすくお伝えをしていきたいということを考えております。

【環境省産業廃棄物課（中尾課長）】 ちょっと補足させていただきますと、先ほど説明の中では、PCB 特措法の改正の御説明をさせていただきましたが、今回、あわせて電気事業法につきましても改正されておまして、特に使用中の電気工作物につきましては、経産省の産業保安監督部のほうでしっかり対応するというを言っていたいておまして、それらの情報も都道府県市のほうに提供いただけるというふうな連携を図っております。廃止後につきましては廃棄物のほうとの連携ですが、情報の連携を密にしてやっていくという体制をとっておりますので、企業の中でもぜひ連携をとってやっていただければありがたいと思います。

【F 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 石垣様のほうから、先ほど処理計画をお示しいただきましたが、掘り起こしが順調に進んで、PCB 処理対象物がこれからコンスタントに回ってくるときには、つつがなく PCB を安全に処理していただけますよう、よろしく願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 それがまず我々の役目として第一だというふうに思っておりますので、そこを心がけて処理のほうは進めていきたいと考えております。

【委員長】 よろしく願いします。

そのほか何かございますか。

I 委員、どうぞ。

【I 委員】 危機管理マニュアルのところですが、4 ページの消防本部というところの消防活動で、PCB 廃棄物処理施設等における消防活動要領というものが定められておりますが、事業所ごとに施設の中というのは大分違いますね。10 年前にこれが設置されるときには、消防署等、十分に立入検査とかがあったと思いますけれども、その後、10 年が経過してきて、消防署側の実際に消防活動にあたる人も変わっていると思います。事業所内に実際に立ち入るということは定期的にされているのでしょうか。やってはいけないこと、注水禁止とかがあると思いますが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

【豊田市消防本部（松原予防課長）】 消防本部予防課の松原といいます。

PCBに関しては、処理施設という形ではなくて、消防のほうでは、あくまでも消防法上に危険物規制政令という決まりがあるんですけども、その観点の中から規制をかけて、その決まりの中で、例えば注水禁止だとかといった、危険物に関してはそういった対策をとるような話は、立入検査とか査察があるんですが、そういうときにお話をさせていただいておりますが、PCB 単体だけではなく、危険物施設という規制の観点の中からはいろいろな対策をとっております。

【I 委員】 施設の中の特殊な事情も十分に意見交換して理解されているということですか。

【豊田市消防本部（松原予防課長）】 またそういうものが出てくれば、現場の消防隊と意見を調整しながらやっていくことではあります。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。まだ少し時間がございますが。

それでは、副委員長から何かございますでしょうか。

【副委員長】 きょうはご苦労さまです。

新しい年度がスタートしたんですけども、一つの事故が起きると、物がかわったんですか、人がかわったんですかということをよく私たちは質問しました。そのたびに、再発防止をしました。真因はこれでした。対応書をつくりましたということ私たちが聞いてきました。

新しい年度がスタートして人がかわりました。例えば社長さんがかわりました。いろんなことを言われると思いますが、事故っていうやつは、やっぱり物がかわったり人がかわると、絶対見逃しがあるんですね。その見逃しをどうするかということです。

この設備が延長するものですから、今までの 10 年間に、数多くのそういった資料が、事例集、生の教育としてあるはずなんです。定期点検でもそうですが、やはりダブルチェックということでやられて、その再発防止をすることにおいて事故が減るのかなという気がします。教育も、やはり 1 回で終わりではなくて、数多くの教育をしっかり教育してほしいなと思います。

年度の始めですけど、私の方からひとつお願いをいたします。

【委員長】 よろしく願いいたします。

皆様の御協力のおかげで、本委員会は定刻に終わることができたと思います。以上で全ての議題を終了させていただきたいと思います。

それでは、本日の資料について事務局に確認させていただきます。全て公開でよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（河合廃棄物対策課長）】 結構でございます。

【委員長】 ありがとうございます。では、公開ということでお願い致します。

それから、本日の議事録につきましても、これまでと同様、速やかな公表のために、事務局で作成していただきました議事録案を皆様でお目通しをして、かつ修正をいただいた後、委員長一任という形で、事務局のホームページへ掲載していただきたいと思います。そのような方法でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局は、速やかに議事録を作成していただきまして、皆様のほうに御送付いただきたいと思います。

以上で、本日の委員会の所定時間になりましたので、平成 28 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題を全て終了させていただきます。

委員の皆様には、会議の進行に大変御協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局のほうにお返しします。よろしく願いいたします。

【事務局（白木）】 それでは、長時間にわたり、委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

なお、次回の安全監視委員会ですけれども、11 月 11 日（金曜日）に視察を行う予定とさせていただいております。正式に決定いたしましたら御案内させていただきますので、御出席いただきますようお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午後 4 時 31 分 閉会